

令和5年度

四日市市職員（医療ソーシャルワーカー）採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人数

- ① 募集職種 医療ソーシャルワーカー
- ② 主な業務 医療相談業務、他医療機関との連携業務、入退院支援業務等
- ③ 採用予定人数 1人程度

2 勤務場所

市立四日市病院

3 採用予定日

令和5年4月1日

（採用可能な人については、令和5年4月1日以前に採用されることもあります）

4 受験資格 次の①～③の条件を満たす方

- ① 昭和58年4月2日以降に出生し、社会福祉士免許を有する方または採用予定日までに取得見込の方
- ② 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない方
- ③ 外国籍の方は、永住者又は特別永住者の在留資格を有する方

5 試験日及び会場

令和4年10月23日（日） 午前9時～

※受験人数等の都合により試験開始時間は変更となる場合があります

市立四日市病院（四日市市芝田二丁目2番37号）

6 試験科目

教養試験（60分） 文章読解能力、数的能力、一般知識等についての筆記試験を行います

専門試験（90分） 募集する職種に応じて必要な専門知識等についての筆記試験を行います

小論文（60分） 当日指定されたテーマに対する作文

適性検査（50分） 主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査を行います

面接（15分程度） 人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行います

7 提出書類

- ① 受験申込書 1部
（規定用紙 3カ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真を申込書及び受験票に貼付すること）
- ② 社会福祉士免許証の写し（免許取得者） 1部
- ③ 卒業見込証明書又は卒業証明書（免許取得者は不要） 1通
- ④ 成績証明書（免許取得者は不要） 1通

- ⑤ 返信用封筒（A4三つ折りが入るサイズ） 2通
（受験票、試験結果送付用。宛名を明記し、84円切手を貼ること）
- ⑥ 在留資格を証する書類（住民票等） 1部 （外国籍の方のみ）

8 提出期限

令和4年10月11日（火）までに必着（郵送も同じ）

※ 受付時間は月～金曜日（祝日を除く）…午前8時30分～午後5時15分

9 提出先

四日市市芝田二丁目2番37号（〒510-8567）

市立四日市病院 総務課 TEL (059) 354-1111 内線 5213

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書のこと

■■勤務条件（令和4年4月1日現在）

(1) 初任給

207,570円（4大卒の場合）（金額は地域手当（10%）を含む）

- ・初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります
- ・諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当（4.3月分）などが支給されます
- ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります
- ・「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります

(2) 勤務時間等

1週あたり38.75時間

原則として祝日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分

(3) 休暇

年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます

その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります

■■参考

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

《 参 考 》

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の担当職及び課長専決権限を全部適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。